

令和7年度 「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築」推進業務 特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適用

本特記仕様書は、令和7年度 「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築」推進業務（以下「本業務」という）に適用する。

第2条 業務目的

群馬県では、土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」に向けた避難行動を促進するため、住民主体の土砂災害警戒避難体制の構築を推進すべく、住民参加で防災マップや自主避難計画の作成及び避難訓練の取り組みを支援してきた。また、自発的な判断で適切な避難行動をとれる児童を育成するため、防災教育の支援に取り組んでいる。

本業務は、引き続き市町村が主体的に取り組みを続けられるよう支援するとともに、住民の防災意識の向上や知識習得を図ることを目的とする。

第3条 業務対象地区

本業務における対象地区は以下のとおりとする。

- ・群馬県内全域

第4条 疑義

本仕様書及び関連実施基準に記載のない事項及び本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、委託者（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）との協議により定めるものとする。

第5条 資料の貸与

甲より貸与された資料は紛失・破損等の無いよう責任をもって保管し、必要がなくなつた場合には速やかに返却することとする。

第6条 守秘義務

本業務の遂行上知り得た事項は、許可無く公表又は引用してはならないものとする。

第7条 成果品の帰属

本業務内で作成する成果物が著作権に該当する場合には、成果物の引き渡しを持って、甲に譲渡されるものとする。

第2章 業務内容

第8条 業務項目

業務項目は以下のとおりとする。

- (1) 計画・準備
- (2) 「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築」の推進に取り組む市町村への防災コーディネーター派遣等支援（自主避難計画作成支援）の実施
- (3) 市町村職員向け説明会の開催
- (4) 要配慮者利用施設の避難訓練支援の実施

- (5) 防災教育のための教材作成
- (6) 報告書作成
- (7) 打合せ協議
- (8) 成果品

第9条 計画・準備

業務遂行に向けて業務実施計画書を作成するとともに、業務の効率的な実施に向けての計画準備を行う。

第10条「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築」の推進に取り組む市町村への防災コーディネーター派遣等支援（自主避難計画作成支援）の実施

「住民主体の土砂災害警戒避難体制構築」の推進のために防災コーディネーターの派遣を希望する市町村に対し、防災コーディネーター派遣による取り組み支援を実施する。対象とする市町村は1市町村とし、以下の内容を想定しているが、実施にあたっては市町村の実情や要望を踏まえた上で決定する。

- (1) 住民懇談会の現場運営支援（3回を想定）
- (2) 市町村職員との協議（5回を想定）
 - ・取り組み着手前1回、各住民懇談会前後3回、取り組み完了後1回
 - ・市町村職員の理解促進及び取り組みの振り返りのため、乙は甲と市町村職員の協議に同席し、話題提供資料を用いての情報提供を行う。
- (3) 住民懇談会で使用する資料等の作成方法の指導（隨時）
 - ・住民懇談会で使用する資料等の作成方法について、市町村職員や住民に指導する。
- (4) 話題提供資料の作成（3回を想定）

第11条 市町村職員向け説明会の開催

土砂災害に対する理解や避難に関する自治体職員・住民・施設の役割の認識、「住民主体の土砂災害警戒避難体制の構築」や「要配慮者利用施設における土砂災害警戒避難確保計画の作成や避難訓練の実施」、「防災教育の実施」について、その内容に関する理解を深め、取り組み意欲を創出することを目的とした市町村職員向け説明会を企画・開催する。なお、説明会は1回の開催とする。

第12条 要配慮者利用施設の避難訓練支援の実施

要配慮者利用施設に対して、避難訓練実施支援（助言等）を行う。支援する要配慮者利用施設は1施設を想定している。（1市町村の施設を想定）

支援方法としては、「要配慮者利用施設における土砂災害に関する避難訓練（実践の手引き）」に基づき実施することとし、回数は1施設あたり1回程度（当日対応）を想定している。なお、支援実施にあたっては、取り組み趣旨の理解を図ることや支援内容の確認、避難訓練に向けた準備を目的とした事前打合せを2回行う。

乙は各施設・市町村との日程・開催場所の調整、資料作成・印刷、運営補助、記録整理等を行う。なお、訓練支援の内容や回数等については、施設や市町村の意向も踏まえ、甲と協議のうえ決定する。

第13条 防災教育のための教材作成

各学校教育現場における防災教育の推進のため、小学校や教育委員会、有識者等の意見を踏まえ、命を守るために必要な知識を分かりやすく伝える小学校低学年向け教材（素案）を作成する。具体的には以下の内容を想定している。

(1) 小学校低学年向け防災教育教材（骨子案）の作成

- ・小学校、有識者、教育委員会等の意見を踏まえ、教材（骨子案）を作成する。なお、小学校への意見聴取については、昨年度に実施しているため、意見聴取結果を乙に提供する。

(2) 防災教育教材（素案）の作成に関する意見聴取

- ・教材（骨子案）の内容について、甲が小学校を対象に意見聴取を行うため、乙は設問の提案や結果のとりまとめを行う。

(3) 小学校低学年向け防災教育教材（素案）の作成

- ・教材（骨子案）の内容について、甲が小学校を対象に意見聴取した結果や、教育委員会等の意見を踏まえ、教材（素案）を作成する。

(4) 有識者への意見聴取（1回を想定）

- ・教材（骨子案）作成前に教材の作成手法や内容について意見聴取を行う。
- ・乙は、甲が有識者に意見聴取する際に同席し、意見のとりまとめや教材の作成方針を整理する。

(5) 教育委員会との打合せ（2回を想定）

- ・教材（素案）作成の前後に打合せを実施する。
- ・乙は、甲と教育委員会の打合せに同席し、教材（素案）作成にあたっての進め方の整理や打ち合わせ内容のとりまとめを行う。

第14条 報告書作成

報告書作成にあたっては、実施状況、検討内容、今後の課題等を1冊にまとめる。

第15条 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間、成果品納入時の計3回とする。

第3章 成 果 品

第16条 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- | | | |
|-------------|-----------------------|----|
| ①報告書（教材を含む） | 紙媒体 | 1部 |
| ②報告書（教材を含む） | 電子媒体（※SSD 512GB以上とする） | 1部 |

※格納容量は250GB未満を想定しており、格納容量以上の空き容量が確保されていることを想定しているため、格納容量が250GB以上となる場合は、SSD容量を甲と協議のうえ決定する。